

仲卸業者及び買受人以外の者への卸売の承認取扱要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、卸売業者が行う仲卸業者及び買受人以外の者への卸売（以下「第三者販売」という。）について、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第42条及び同施行規則（昭和63年防府市規則第15号。以下「規則」という。）第49条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(数量の限度)

第2条 第三者販売の数量の限度は、品目ごとに当日上場された数量の20%以内を基準とする。ただし、仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後に生じた残品の第三者販売については、この限りではない。

(卸売価格)

第3条 第三者販売による卸売価格は、第三者販売する物品と同一品目、同一規格の物品の当日におけるせり価格の最高価格又はこれを基準とした価格とする。

(物品明示)

第4条 卸売業者は、販売開始時刻前に第三者販売する物品に転送物品票（第1号様式）を貼付し、その旨を明示しなければならない。

(販売原票への表示)

第5条 卸売業者は、第三者販売をしたときは、販売原票（規則第44号様式）に~~転~~の表示をしなければならない。

(物品の搬出)

第6条 卸売業者が第三者販売する物品は、開場時間内に市場外へ搬出しなければならない。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第1号様式

転送物品票

転送

年 月 日

卸売業者名

年 月 日 第 号

年 月 日 販売

品名

産地

出荷者

規格・等級

数量

卸売の相手方